赤平市中小企業倒産関連融資利子補給

■目的

　取引企業の倒産により、経営に影響を受けている中小企業者に対し、借入れに係る利子の一部を補給することにより、負担の軽減を図り、経営安定に資することを目的とする。

■利子補給の対象者

　融資制度名：北海道中小企業総合振興資金

資金名：経済環境変化対応資金

貸付区分：経営環境変化対応貸付\_認定企業

中小企業信用保険法第2条第5項第1号

に関する貸付を受け、市税を完納している中小企業者及び中小企業等協同組合等

■利子補給及び限度額

　一企業等につき、総額で200万円を限度とし、経営環境変化対応貸付の借入利率のうち、1％の利率で計算した額とする。借入利率が1％以下の場合は、借入利率で計算した額

■利子補給金の支払い

　・1月1日から6月30日までの利子

8月上旬に赤平商工会議所から請求者へ支払い

　・7月1日から12月31日までの利子

2月上旬に赤平商工会議所から請求者へ支払い